

倶知安まちづくり協働会議と倶知安町との パートナーシップ協定

(前文)

住民が主体となった組織である「倶知安まちづくり協働会議」（以下、「協働会議」という。）と倶知安町（以下「町」という。）は、第5次倶知安町総合計画に掲げるまちづくりの理念「住民の参加・参画による自治の確立」に基づき、パートナーシップ協定（以下「協定」という。）を、次のとおり締結する。

1 目的

この協定は、第5次倶知安町総合計画に掲げる「協働する取組」を具体的な施策として展開していくために、住民と行政のパートナーシップの確立を目指すこととし、基本原則、役割分担と責務、相互の連絡調整などについて定めることを目的とする。

2 基本原則

協働会議と町は、協働の精神を尊重し、お互いに次の原則を遵守することとする。

(1) 目標の明確化・共有化

目標を明確にし、お互いに共有した上で課題の解決に取り組むこととする。

(2) 相互理解

お互いを尊重し、相互理解を深めるよう努力することとする。

(3) 対等な関係性

協働会議と町はあくまで対等な立場であり、そのことをお互い理解した上で議論や意見交換を行うこととする。

(4) 透明性の確保

情報の公開等を積極的に行うことで、お互いの関係性について、透明性を確保することとする。

3 役割分担と責務

3-1 協働会議の役割と責務

(1) 協働会議は、住民が主体となって組織した自立的形態であって、町との協働の推進に関する課題の検討、課題の解決に向けて取り組むこととする。

(2) 協働会議は、協働の推進に関して、住民からの相談・提案について、町とともに考え、課題の解決に向けて取り組むこととする。

(3) 協働会議は、町との協働事業について、町との協働による評価を行うこととする。
また、評価基準や評価内容については、一般に公開することとする。

(4) 協働会議は、住民がまちづくりに参画するきっかけをつくるために、町との協働による住民生活に関する講座や、住民活動団体向けの研修の企画等を行うこととする。

(5) 協働会議は、情報の公開等により、住民に開かれた組織運営を行うことに努めることとする。

3-2 町の役割と責務

- (1) 町は、協働会議が主宰する会議、事業等への協力を努めることとする。
- (2) 町は、協働会議で必要とする情報を、個人情報保護及び守秘義務に反しない範囲で提供することとする。
- (3) 町は、協働会議の活動に必要な場所を提供することとする。
- (4) 町は、協働会議の広報活動に関して、広報紙への掲載等必要な協力を努めることとする。
- (5) 町は、協働会議に係る経費や、講師の派遣などの支援について、予算の範囲内で行うこととする。なお、支援の詳細については、別途定める。

4 相互の連絡調整

協働会議と町は、相互の情報共有、会議の円滑な運営を図るために、必要なときに、随時、意見交換等の機会を設け、連絡調整が円滑に行われるよう努めることとする。

5 その他

この協定に定めのない項目又はこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じ双方の協議によりこれを定めることとする。

以上の協定締結の証として、この協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

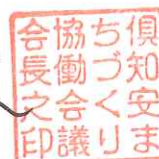
平成21年 7月 1日

俱知安町北1条東3丁目（役場企画振興課内）

俱知安まちづくり協働会議

会 長

山崎 隆史



俱知安町北1条東3丁目

俱知安町長

福島 世

